

子育て・教育

子育て心理相談（予約制）

「子供や家族のことでイライラしてしまう」「自分に、子育てに自信がもてない」「出産後、気分が落ち込みがち」などの相談を専門カウンセラーがお受けします。

- ▷**日程** ①2月9日(水) ②15日(火)
- ▷**時間** 午前9時30分～11時
- ▷**対象** 区内在住で就学前の子供を育てている方
- ▷**場所・申込み・問合せ**
- ①浅草保健相談センター
TEL (3844) 8172
- ②台東保健所保健サービス課
TEL (3847) 9497

区立幼稚園、小・中学校、保育園特別支援教育支援員募集

- 特別支援教育支援員**
(幼稚園、小・中学校)
- ▷**勤務場所** 区立幼稚園・石浜橋場こども園・区立小・中学校
- ▷**採用期間** 4月1日～5年3月31日
- ※学校・幼稚園が休みの期間(夏・冬休み等)は、原則勤務無し(振替対応)
- ▷**勤務形態** 月～金曜日午前8時30分～午後3時30分(1日6時間勤務)
- ※土・日曜日勤務の場合あり
- ▷**給与(月額)** 100,142円(月15日程)

- 度勤務の場合)
- ※期末手当支給(支給要件あり)
- ※別途交通費支給
- ※月15日程度勤務は雇用保険・健康保険・厚生年金等に参加
- 特別支援教育支援員(保育園)**
- ▷**勤務場所** 区立保育園・石浜橋場こども園
- ▷**採用期間** 4月1日～5年3月31日
- ▷**勤務形態** 月～土曜日午前9時～午後5時(1日7時間勤務)
- ▷**給与(月額)** 132,410円(月17日程度勤務の場合)
- ※期末手当支給(支給要件あり)
- ※別途交通費支給
- ※月13日・17日程度勤務は雇用保険・健康保険・厚生年金等に参加
- ◆ **以降、上記記事の共通項目** ◆
- ▷**業務内容** 支援を要する園児・児童・生徒へのサポート
- ▷**対象** 特別支援教育に理解があり、健康で意欲的な方(資格不問・大学等に在学中の方も可)
- ▷**募集人数** 20人程度
- ▷**選考方法** 書類選考の上、2月上旬に面接
- ※採用が決定した場合、過去6か月以内撮影の胸部X線診断書の提出が必要(自己負担)
- ▷**申込方法** 履歴書(区HP「採用情報」からダウンロード可、顔写真添付)を右記問合せ先へ郵送か持参
- ※希望職種(両方選択可)、勤務希望日数を記入

- ▷**申込締切日** 1月31日(月)(必着)
- ※詳しくは、区HPをご覧ください。

- ▷**問合せ** 〒111-8621 生涯学習センター5階 教育支援館
TEL (5246) 5921

育児相談(予約制)



新型コロナウイルス感染対策のため、個別相談のみ実施しております。母子手帳をお持ちください。また体調不良の際は、ご利用を控えてください。詳しくは、区HPをご確認ください。

●1～3か月児の育児相談

日時	場所
2月9日(水) 午後1時30分～3時10分	台東保健所
2月15日(火) 午後1時30分～3時10分	浅草保健相談センター

●育児相談(対象は1歳5か月までの子供)

日時	場所
2月1日(火)午前10時～11時	日本堤子ども家庭支援センター 谷中分室
2月2日(水)午前10時～11時	台東子ども家庭支援センター
2月3日(木)午前10時～11時	日本堤子ども家庭支援センター
2月4日(金)午前10時～11時	寿子ども家庭支援センター
2月9日(水)午前9時30分～11時10分	台東保健所
2月15日(火)午前9時30分～11時10分	浅草保健相談センター

●とことこ育児相談(対象は1歳6か月以上の子供)

日時	場所
2月9日(水)午前9時30分～11時10分	浅草保健相談センター
2月15日(火)午前9時30分～11時10分	台東保健所

問合せ	浅草保健相談センター TEL (3844) 8172 台東保健所保健サービス課 TEL (3847) 9497
------------	--

子育て世帯生活支援特別給付金の申請はお済みですか

※1面の子育て世帯への臨時特別給付金(児童1人あたり10万円)とは異なります。

給付金を受取るためには申請が必要です。ひとり親世帯分とひとり親世帯以外分では、申請方法等が異なります。

詳しくは、下表をご覧ください。申請書等は区HP(右記二次元コード)からダウンロードできます。

※下表の対象に複数該当しても給付は児童1人につき1回のみです。

▷**申請締切日** 2月28日(月)(消印有効)

▷**支給額** 児童1人あたり5万円



▲ひとり親世帯の方



▲ひとり親世帯以外の方

ひとり親世帯分			ひとり親世帯以外分																											
対象	申請	添付書類	対象	申請	添付書類																									
①3年4月分の児童扶養手当が支給された方		支給済	①3年4月分の児童手当・特別児童扶養手当の受給者で3年度住民税が非課税の方(対象者には6月下旬にお知らせを送付済) ②3年5月分～4年3月分の新規児童手当・新規特別児童扶養手当の受給者で3年度住民税が非課税の方 ③上記①②に該当しないが、主たる生計維持者(所得が高い方)の3年度住民税が非課税で、3年3月31日時点で、18歳未満の児童を養育していた方または3年4月1日以降、新たに対象児童(4年3月末時点で18歳以下)を養育することとなった方 ④新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、3年1月以降の収入が3年度住民税が非課税の方と同水準となっている方(別表)	①支給済 ②不要 ③④要 ※原則、郵送(③のみ電子申請も可)	③④申請者の本人確認書類(運転免許証、健康保険証等) ③④振込口座が分かるもの(通帳・キャッシュカードのコピー) ④収入額が分かる書類(3年1月以降の任意の1か月の収入が分かる給与明細・帳簿等)																									
②公的年金等を受給しており、3年4月分の児童扶養手当の支給が全部停止の方	要 ※原則、郵送	・ひとり親世帯であることが分かる書類(戸籍謄本等) ・振込口座が分かるもの(通帳・キャッシュカードのコピー) ・受給年金額が分かる書類 ・収入額が分かる書類(2年2月以降の任意の1か月の収入が分かる給与明細・帳簿等(③のみ))	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">【(別表) 非課税相当の収入額イメージ】</th> <th colspan="2">非課税相当収入限度額早見表</th> </tr> <tr> <th colspan="2">(例:父・母・子2人の場合)</th> <th>世帯人数(例)</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">父2月分の収入21万円×12か月 =年間収入見込額252万円(A)</td> <td>2人(父または母・子1人)</td> <td>156万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">母2月分の収入10万円×12か月 =年間収入見込額120万円(B)</td> <td>3人(父・母・子1人)</td> <td>205.7万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(A) > (B) のため、(A) にて要件確認</td> <td>4人(父・母・子2人)</td> <td>255.7万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>5人(父・母・子3人)</td> <td>305.7万円</td> </tr> </tbody> </table>			【(別表) 非課税相当の収入額イメージ】		非課税相当収入限度額早見表		(例:父・母・子2人の場合)		世帯人数(例)	限度額	父2月分の収入21万円×12か月 =年間収入見込額252万円(A)		2人(父または母・子1人)	156万円	母2月分の収入10万円×12か月 =年間収入見込額120万円(B)		3人(父・母・子1人)	205.7万円	(A) > (B) のため、(A) にて要件確認		4人(父・母・子2人)	255.7万円			5人(父・母・子3人)	305.7万円	〈要件確認〉 年間収入見込額252万円(A) < 非課税相当収入限度額255.7万円(左表)となるため、当ケースでは「対象」と推定される。
【(別表) 非課税相当の収入額イメージ】			非課税相当収入限度額早見表																											
(例:父・母・子2人の場合)		世帯人数(例)	限度額																											
父2月分の収入21万円×12か月 =年間収入見込額252万円(A)		2人(父または母・子1人)	156万円																											
母2月分の収入10万円×12か月 =年間収入見込額120万円(B)		3人(父・母・子1人)	205.7万円																											
(A) > (B) のため、(A) にて要件確認		4人(父・母・子2人)	255.7万円																											
		5人(父・母・子3人)	305.7万円																											
③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、2年2月以降の収入が児童扶養手当を受給している方と同水準となっている方(目安については区HPをご覧ください)																														
問合せ 厚生労働省「子育て世帯生活支援特別給付金」専用コールセンター(ひとり親世帯分) TEL 0120(400)903			問合せ 厚生労働省「子育て世帯生活支援特別給付金」専用コールセンター(ひとり親世帯以外分) TEL 0120(811)166																											

※その他、必要に応じて追加で書類の提出を依頼する場合があります。

※3年度の課税申告が未申告の方は受付できませんので必ず申告を行ってください。

※DV避難者の方はご相談ください。

※当給付金を装った詐欺にご注意ください。区が給付金支給のためにATMの操作をお願いすることや、電話で口座番号を求めることは絶対にありません。

▷**申請場所・問合せ** 〒110-8615 台東区役所子育て・若者支援課(区役所6階⑥番) **TEL** (5246) 1232